

高座清掃施設組合
新ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

平成26年 7 月 16 日

高座清掃施設組合

目次

第1章	特定事業の選定に関する事項	1
第2章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
第3章	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項...	10
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
第5章	事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
第8章	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17

次のように用語を定義する。

- 組合 : 高座清掃施設組合を示しており、海老名市、座間市及び綾瀬市の3市により構成される一部事務組合をいう。
- 構成市 : 海老名市、座間市及び綾瀬市をいう。
- 委員会 : 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例（平成24年条例第1号）に定める委員会で施設整備検討委員会、事業者選定委員会及び技術検討委員会をいう。
- 本事業 : 本施設の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、財政負担の軽減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「新ごみ処理施設整備・運営事業」をいう。
- 特定事業の選定 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じてDBO方式として実施することが適切であると公共施設等の管理者が認める事業を選定することをいう。
- 本施設 : 高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設及びプラザ棟を示しており、門囲障等の付帯施設を含む。
- DBO方式 : 民間事業者が、Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を担う一方、組合は資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する事業方式をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に基づき配布する入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、モニタリング基本計画書、特定事業契約書案等の資料であり、本事業に関する入札条件、設計・施工条件、要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
- 設計・建設事業者 : 本施設の設計・建設業務を行う単独企業又は企業グループをいう。
- 運営事業者 : 本施設の運営・維持管理業務を行う特別目的会社（SPC）をいう。
- 民間事業者 : 設計・建設事業者及び運営事業者の総称をいう。組合と本事業の基本協定及び特定事業契約を締結する者をいう。
- 建設JV : 民間事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。
- SPC : 選定された入札参加者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。

代表企業	: 企業グループを代表し、本事業の入札等に関する手続きを行い、組合との連絡窓口となる企業をいう。本事業においては、プラント設備の設計・建設事業者とする。
構成員	: 設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
協力企業	: 設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
落札者	: 施設整備検討委員会から落札候補者の選定を受けて、本事業の契約締結の相手方として組合が決定した者をいう。
モニタリング	: 民間事業者が実施する設計・建設、運営・維持管理の実施状況についての組合の監視をいう。
基本協定	: 基本契約締結に向けて、組合及び選定された民間事業者が本事業開始のための準備行為等基本的な事項を定める協定をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び運営、維持管理業務委託契約の総称をいう。
基本契約	: 本事業の実施に際し、民間企業間の役割、相互の協力、責任等に関して、基本協定を締結した組合と民間事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計・建設の実施のために、基本契約に基づき組合と民間事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	: 本事業の運営・維持管理の実施のために、基本契約に基づき、組合とSPCが締結する契約をいう。
焼却灰等	: 本施設の稼働に伴い排出される焼却主灰、焼却飛灰、熔融飛灰、不燃残さ等をいう。
副生成物等	: 本施設の稼働に伴い排出される熔融スラグ、熔融メタルをいう。
有価物	: 本施設で回収した鉄類・アルミ類等で、有価で引き取られるものをいう。

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業名称

新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設の管理者

高座清掃施設組合 組合長 内野 優

4. 事業目的

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）では、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「構成市」という。）から排出される一般廃棄物の適正な処理を継続するために、新たなごみ処理施設の整備が必要となっている。

新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、新ごみ処理施設の設計・建設及び運営・維持管理について、民間企業のノウハウの活用により効率的、効果的かつ経済的に実施するとともに、温室効果ガスの排出量削減、周辺環境との調和、地域防災の拠点化及び地域に開かれた施設機能に配慮し、循環型社会の構築を推進することを目的とする。

5. 事業実施場所

神奈川県海老名市本郷 1 番地の 1

6. 施設の概要

- (1) 高効率ごみ発電施設 処理能力 245t/日
- (2) マテリアルリサイクル施設 処理能力 14t/5h
- (3) プラザ棟

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間 建設工事請負契約締結日から平成 31 年 3 月末までの約 4 年間
- (2) 運営・維持管理期間 平成 31 年 4 月から平成 51 年 3 月末までの 20 年間

8. 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、DBO 方式により実施する。

民間事業者が、組合の所有となる本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る業務を一括して行うものとする。

9. 事業範囲

本事業の対象となる民間事業者が行う事業範囲及び組合が行う事業範囲は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

- (1) 民間事業者が行う業務
 - 1) 設計・建設業務
 - ① 事業用地の造成、埋設物対策及び本施設の設計・建設業務
 - ② 汚染土壌対策

- ③ 工事現場管理業務
- ④ 循環型社会形成推進交付金等事務に係る申請・実績報告の手続き支援
- ⑤ 一般廃棄物処理施設整備に係る申請又は届出に係る手続き支援
- ⑥ 地域住民への対応
- ⑦ その他本事業を実施するうえで必要な業務

2) 運営・維持管理業務

- ① 受入管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ プラザ棟運営管理業務
- ⑥ 施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務
- ⑦ 情報管理業務
- ⑧ 副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務
- ⑨ 乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務
- ⑩ その他関連業務

(2) 組合が行う業務

- 1) 生活環境影響調査
- 2) 循環型社会形成推進交付金等事務に係る申請・実績報告
- 3) 一般廃棄物処理施設整備に係る申請又は届出
- 4) 見学者対応への協力及び地域住民対応
- 5) 本施設の設計・建設モニタリング
- 6) 本施設の運営・維持管理モニタリング
- 7) その他上記の業務を実施する上で必要な業務

10. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

- (1) 本施設の設計・建設業務に係る対価
組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を設計・建設業者に支払う。
- (2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価
組合は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務委託費を運営業者に支払う。
- (3) 焼却灰等の資源化業務に係る対価
組合は、焼却灰等の資源化（運搬含む）業務に係る対価を、委託料として運営・維持管理期間にわたって運営業者に支払う。
- (4) 副生成物及び有価物の売却収入
運営事業者は、処理に伴って発生する副生成物及び回収した有価物の売却収入を自らの収入とすることができる。
- (5) 乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務に係る対価
組合は、乾電池、蛍光灯及び電球の資源化（運搬含む）業務に係る対価を、委託

料として運営・維持管理期間にわたって運営事業者を支払う。

(6) 売電による収入

運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、民間電気事業者への売電を行うことができる。なお、売電収入は運営事業者の収入とすることを想定している。

なお、詳細については、入札説明書の記載のとおりとする。

11. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

12. 本事業のスケジュール（予定）

本事業実施のスケジュール（予定）は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 落札者の決定 | 平成27年3月 |
| (2) 基本契約・建設工事請負仮契約 | 平成27年5月 |
| (3) 基本契約・建設工事請負本契約 | 平成27年6月 |
| (4) 設計・建設期間 | 平成27年6月～平成31年3月 |
| (5) 運営・維持管理期間 | 平成31年4月～平成51年3月 |

13. 特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業を実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できること、又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とする。
- (2) 組合の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を速やかに公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

組合は、本事業への参加を希望する企業を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、事業提案等の非価格要素及び価格要素の条件により選定を行う総合評価一般競争入札により行う。

2. 募集及び選定の手順等

募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

なお、詳細については、入札説明書の記載のとおりとする。

平成26年7月16日	実施方針の公表
平成26年7月22日 ～7月25日	実施方針に関する質問受付
平成26年7月23日	特定事業の選定・公表
平成26年7月31日	実施方針に関する質問回答の公表
平成26年8月1日	入札公告及び入札説明書等の公表
平成26年8月4日 ～8月5日	現地確認申請受付期間
平成26年8月6日	現地確認日時通知
平成26年8月7日 ～8月8日	現地確認
平成26年8月18日 ～8月22日	入札参加資格要件に関する質問受付
平成26年8月29日	入札参加資格要件に関する質問回答の公表
平成26年9月下旬	入札参加資格申請書の受付
平成26年10月上旬	入札参加資格審査結果の通知
平成26年10月中旬	要求水準書等に関する質問受付
平成26年10月中旬	要求水準書等の質問に関するヒアリングの実施
平成26年10月下旬	要求水準書等の質問に関する質問回答の公表
平成27年1月下旬	事業提案書の受付
平成27年2月上旬	基礎審査結果及び事業提案に関するヒアリング日時の通知
平成27年3月上旬	事業提案書に関するヒアリングの実施
平成27年3月上旬	入札書の提出
平成27年3月中旬	落札候補者の選定
平成27年3月中旬	落札者の決定
平成27年4月中旬	基本協定締結
平成27年5月中旬	基本契約・建設工事請負仮契約締結
平成27年6月中旬	基本契約・建設工事請負本契約締結

3. 実施方針に対する質問書の提出

入札参加者は、本実施方針の内容について、次のとおり質問書を提出することができる。

- (1) 受付期間：平成26年7月22日（火）～7月25日（金）午後5時00分まで
- (2) 提出方法：本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mail に添付し送付する。
- (3) 送付先：高座清掃施設組合 総務課 建設推進室
- (4) E-mail：kouzaseisou3@sweet.ocn.ne.jp
- (5) 到達の確認方法：組合が開いたことを確認できる機能で送付すること。

4. 参加資格要件

入札参加者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、組合は入札参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

- (1) 入札参加者
 - 1) 入札参加者は、単独企業又は企業グループ（一つの企業が複数の業務を兼任することも認める。）とする。
 - 2) 企業グループにあつては、構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続を行うこととする。代表企業は、プラント設備の設計・建設業務を担当する企業とする。なお、本事業の入札に1者で参加する単独企業は、代表企業とみなす。
 - 3) 設計・建設業務のうちプラントの設計・建設業務を担当する企業は、構成員に限るものとする。
 - 4) 入札参加者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業（以下「構成員」という。）及びSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで企業グループを構成することも可能）。代表企業及びプラント設備の運転業務を担当する企業は、SPCに必ず出資するものとする。
 - 5) 全ての構成員は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。
 - 6) 入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
 - 7) 入札参加者又は構成員のいずれかが、他の入札参加者又は構成員となることは認めない。ただし、焼却灰等の資源化方式における資源化企業及び副生成物の資源化企業についてはこの限りでない。
 - 8) 同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 7 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑥ 構成市のいずれかの指名停止措置を受けている者
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。
 - a. 株式会社エックス都市研究所
 - b. アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑧ 本事業に関する、高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）に定める委員会（以下「委員会」という。）の委員が所属する企業
- ⑨ 民間事業者の選定に関する公表までの期間に、本事業について委員会の委員と接触を試みた者
- ⑩ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑪ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 75 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する者

2) 本施設の設計・建設業務を担当する企業

入札参加者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件をすべて満たすこととする。

- ① 建築物の設計に係る業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく、一級建築士事務所登録の有資格者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る、特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 構成市のいずれかの、平成 25・26 年度競争入札参加資格者登録名簿の登載者であること。

- ④ 建設業法に規定する、清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上であること。
- ⑤ 「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）」施行後に稼働している焼却施設で、1炉あたり100t/日以上処理能力かつ2炉以上で構成される一般廃棄物処理施設（処理方式は、入札参加者が提案する処理方式に限る）の設計・建設実績を有すること。さらに、その実績は、平成25年度以前の循環型社会形成推進交付金交付要綱による高効率ごみ発電設備または高効率ごみ発電設備相当の設備を設置した施設の設計、建設実績であること。
なお、本事業における高効率ごみ発電施設の処理方式は、ストーカ方式、流動床式ガス化溶融炉方式、シャフト炉式ガス化溶融方式のいずれであること。
- ⑥ ⑤に示す施行後に、処理能力が14t/日以上不燃ごみや粗大ごみの破碎選別設備を設置した一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を有すること。
- ⑦ ⑤及び⑥の実績において、正式引渡後に設計・施工に起因する「死傷者を生じた事故」、「3カ月以上の長期停止を要する事故」、「重大な損害を与えた公衆災害」を有しないこと。
- ⑧ 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

3) 本施設の運営・維持管理業務を担当する企業

入札参加者のうち、本施設の運営・維持管理業務を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととする。同一業務を構成員又は構成員と協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件をすべて満たすこととする。

- ① 構成市のいずれかの、平成25・26年度競争入札参加資格者登録名簿の登載者であること。
- ② 「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）」施行後に稼働開始している一般廃棄物の焼却施設で、延べ1年以上の運転実績を有していること。さらに、その実績は、平成25年度以前の循環型社会形成推進交付金交付要綱による1炉あたり100t/日以上処理能力かつ2炉以上で構成される高効率ごみ発電設備を設置した一般廃棄物処理施設（処理方式は、入札参加者が提案する処理方式に限る）の運転実績であること。
なお、本事業における高効率ごみ発電施設の処理方式は、ストーカ方式、流動床式ガス化溶融炉方式、シャフト炉式ガス化溶融方式のいずれかとする。
- ③ ②に示す施行後に稼働開始している施設で、処理能力が14t/日以上不燃ごみや粗大ごみの破碎選別設備を設置した一般廃棄物処理施設の運転実績を有すること。
- ④ ②及び③の実績において、運転管理に起因する「死傷者を生じた事故」、「3カ月以上の長期停止を要する事故」、「重大な損害を与えた公衆災害」を有しないこと。
- ⑤ 前記②の要件を満たす施設で、1年以上の運転管理実績を有する専門の技術者を本施設の運転開始から1年以上専任で配置すること。

4) 焼却灰等の資源化を行う企業

入札参加者のうち、焼却灰等の資源化を行う企業は、次の要件をすべて満たすこととする。

- ① 運営期間の開始時に、焼却灰等を受け入れる予定の施設が、当該施設の所在する市町村長の許可を有している。または有する予定であること。
- ② 焼却灰等の資源化の運転実績を有すること。

- 5) 副生成物引取企業
入札参加者のうち、副生成物の引取を行う企業は、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 運営期間の開始時に、副生成物を引取り、有効利用が可能であること。
- ② 副生成物の引取り実績を有すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加表明書の提出日とする。ただし、入札参加資格確認後、民間事業者の選定までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。また、民間事業者の選定から特定事業契約の締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、組合は特定事業契約を締結しないことがある。

5. 入札参加者の審査及び選定

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。入札参加資格審査結果は入札参加者に通知する。

(2) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、委員会において行う。

1) 基礎審査

委員会において事業提案書が要求水準書の項目を満たしていることを確認する。要求水準書について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

2) 入札書類及び事業提案書類審査

委員会は、要求水準書の全ての項目を満たしていることが確認された事業提案書について、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、総合評価の方法により事業提案書類及び入札書類の審査を行い、落札候補者を選定する。

なお、事業提案審査の審査事項は入札説明書等に示す。

4) 落札者の決定

施設整備検討委員会において選定した落札候補者の結果を受けて、組合が本事業の落札者を決定する。

5) 審査結果

審査の結果については、入札参加者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

6. S P Cについて

(1) S P Cの設立

落札者は、落札者決定後、適切な時期に本施設の運営・維持管理業務を行うS P Cを設立すること。S P Cは次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものからのS P Cへの出資は認めない。

- 1) S P Cの本店所在地は、構成市内とすること。
- 2) 入札参加者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて出資者中最大となること。
- 3) 入札参加者のうち、プラントの設計・建設を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の20を超えるものとする。
- 4) S P Cの定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に毎年提出すること。
- 5) S P Cの株主は、組合の同意なくしてS P Cの株式の譲渡、これに対する担保権の設定、その他の処分を行わないこと。

7. 提出書類の取扱い

入札参加者が提出する書類の著作権は、入札参加者に帰属することとする。ただし組合が本事業の範囲において公表、その他必要と認める場合には提出される書類の内容を入札参加者と協議して、無償で使用することができるものとする。

なお、入札参加者の提出書類は、本事業者選定の目的以外には使用しないが、返却はしないものとする。

8. 費用負担

入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者の間で、当該リスクに適切に対処可能な者がリスクを適正に負担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担するものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙1リスク分担（案）によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 契約に関する事項

(1) 基本協定書

組合と落札者は、落札者決定後速やかに基本協定を締結する。基本協定は、落札者が特定事業契約の締結までに運営事業者となるSPCを設立することなどについて定める。

(2) 特定事業契約書

1) 基本契約書

組合と落札者は、平成27年5月を目処として基本契約を締結する。基本契約は、民間企業間の役割や相互の協力、責任等について定める。

2) 建設工事請負契約書

組合と設計・建設事業者とは、平成27年6月を目処として建設工事請負契約を締結する。建設工事請負契約は、本施設の設計・建設に関する権利義務について定める。

3) 運営・維持管理業務委託契約書

組合と運営事業者は、平成31年4月を目処として運営・維持管理業務委託契約を締結する。運営・維持管理業務委託契約書は、本施設の運営及び維持管理に関する権利義務について定める。

また、乾電池、蛍光灯及び電球の処理業務委託契約の締結については、平成31年4月を目処とする。乾電池、蛍光灯及び電球の処理業務委託契約書は、本施設から発生する乾電池、蛍光灯及び電球の処理に関する権利義務について定める。

ただし、焼却灰等の資源化企業との処理業務委託契約の締結については、試運転開始までを目処とする。焼却灰等の資源化企業との処理業務委託契約書は、本施設から発生する焼却灰等の処理に関する権利義務について定める。

なお、本事業のスキーム案については別紙2事業スキーム案に示す。

4. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理の各段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めることとし、勧告後に改善が見られない場合には対価の減額等の措置を行う。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

- (1) 事業実施場所
神奈川県海老名市本郷1番地の1（「別紙3「事業実施場所」参照）
- (2) 敷地面積及び配置
組合敷地面積約6.0haのうち事業用地は、約1.59ha（別紙4「事業用地」参照）
- (3) 土地利用規制
 - 1) 都市計画区域 : 海老名市都市計画区域内
 - 2) 用途地域 : 指定なし
 - 3) その他の都市施設 : 汚物処理場・ごみ処理場
 - 4) 防火地区 : なし
 - 5) 高度地区 : なし
 - 6) 日影規制 : なし
 - 7) 建ぺい率 : 事業用地面積に対して 50%以下
 - 8) 容積率 : 事業用地面積に対して100%以下
 - 9) 緑化率 : 事業用地面積に対して 20%以上
 - 10) 埋蔵文化財 : 事業用地の一部に埋蔵文化財包蔵地を有する。

2. 施設の整備条件等に関する事項

- (1) 施設の概要
本事業で整備する施設の概要は次のとおりである。
 - 1) 高効率ごみ発電施設（焼却施設）

処理対象物	: 可燃ごみ及びマテリアルリサイクル施設からの残さ、し尿処理施設からのし渣、脱水汚泥
処理方式	: ストーカ炉＋灰資源化方式 流動床式ガス化熔融方式 シャフト炉式ガス化熔融方式
処理能力	: 245t/日（122.5t/日×2炉）
発電	: ごみの焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを回収し、発電を行う。 発電効率は、循環型社会形成推進交付要綱に定める高効率ごみ発電施設の17%以上とする。また、発電した電力については、売電及び本事業の施設で使用するほか、し尿処理施設、温水プール、将来計画である温浴施設等へ供給する。
余熱利用	: 余熱利用は、本事業の施設で使用するほか、場外余熱利用として、温水プール、老人福祉センター及び将来計画である温浴施設等へ熱を供給する。
 - 2) マテリアルリサイクル施設（破砕選別施設）

処理対象物	: 不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	: 受入＋破砕＋磁気選別＋アルミ選別＋可燃物選別 ＋不燃物選別＋貯留・保管
処理能力	: 14t/日（5h）

(2) 計画年間処理量

計画目標年における処理量は、次のとおりとする。

1) 焼却処理量

項 目	処理量
可燃ごみ（家庭系・事業系ごみ）	約 62,937 t/年
マテリアルリサイクルからの可燃残さ	約 1,379 t/年
し尿処理施設からの汚泥・し渣	約 1,460 t/年
合 計	約 65,776 t/年
年間平均日処理量	約 180.2 t/日

2) 破碎処理量

2,852t/年

(3) 施設供用開始

平成31年4月（予定）

試運転開始は平成30年11月下旬（予定）

第5章 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約に規定する具体的措置に従う。また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、組合は民間事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、組合は特定事業契約を解約することができる。
- (2) 民間事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解約することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)により組合が特定事業契約を解約した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 特定事業契約で定める組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、民間事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 上記(1)により民間事業者が特定事業契約を解約した場合、組合は、民間事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. 当事者の責に帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力事由その他組合又は民間事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、組合及び民間事業者は、特定事業契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で組合は、本事業に関して民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は予定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では組合は、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は予定していない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

組合は、本事業に関する予算措置として、組合議会に債務負担行為の設定に関して議決を得ている。また、建設工事請負契約は、組合議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、次のとおりとする。

高座清掃施設組合 総務課 建設推進室

〒234-0417

神奈川県海老名市本郷1番地の1

電話：046-238-2094 FAX：046-238-6010

Eメールアドレス：kouzaseisou3@sweet.ocn.ne.jp

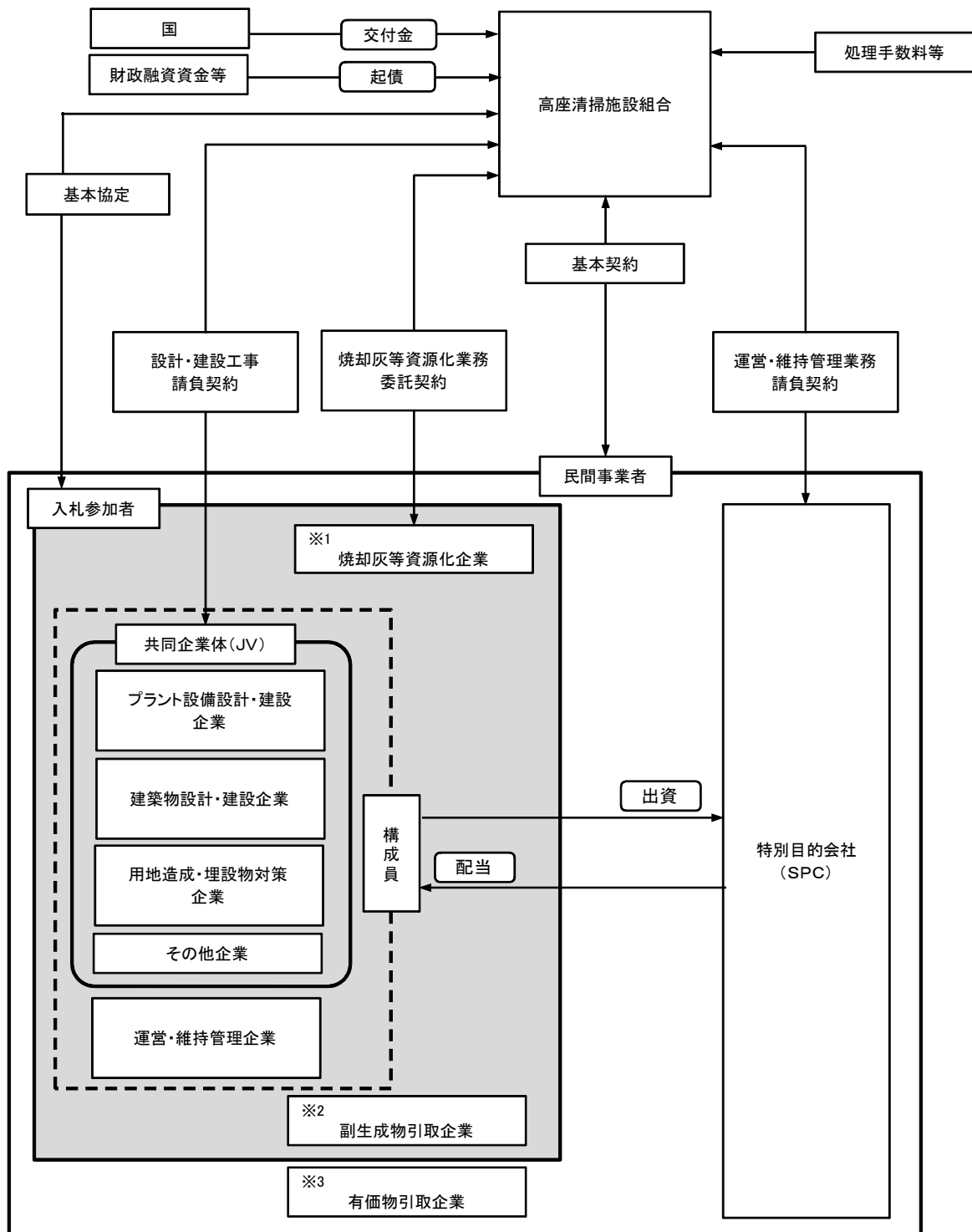
ホームページ：<http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/>

リスク分担（案）

区分	リスクの種類	リスクの内容	責任負担者	
			組合	民間事業者
共通	入札図書	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結	議会を含む組合の事由により契約が結べない等	○	△
		民間事業者の事由により契約が結べない等	△	○
	計画変更	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	敷地確保	事業実施のための敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	△	○
	第三者賠償	調査、建設、運営において組合の帰責による第三者に及ぼす損害	○	
		調査、建設、運営において上記以外に第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更	民間事業者の利益に課される税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延	民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募	応募費用に関するもの		○
物価変動	施設の供用開始前のインフレ、デフレ	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ	○	△	
事故の発生	設計、建設、運営において発生する事故		○	
本組合の指示、事業の中止・遅延に関するもの	組合の債務不履行によるもの	○		
	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		民間事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	用地に関するもの	調査等により判明した計画用地内の有害物や土壌汚染、水質汚染等に関するもの	○	
		埋設物及び埋蔵文化財包蔵地に関するもの	○	△
建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

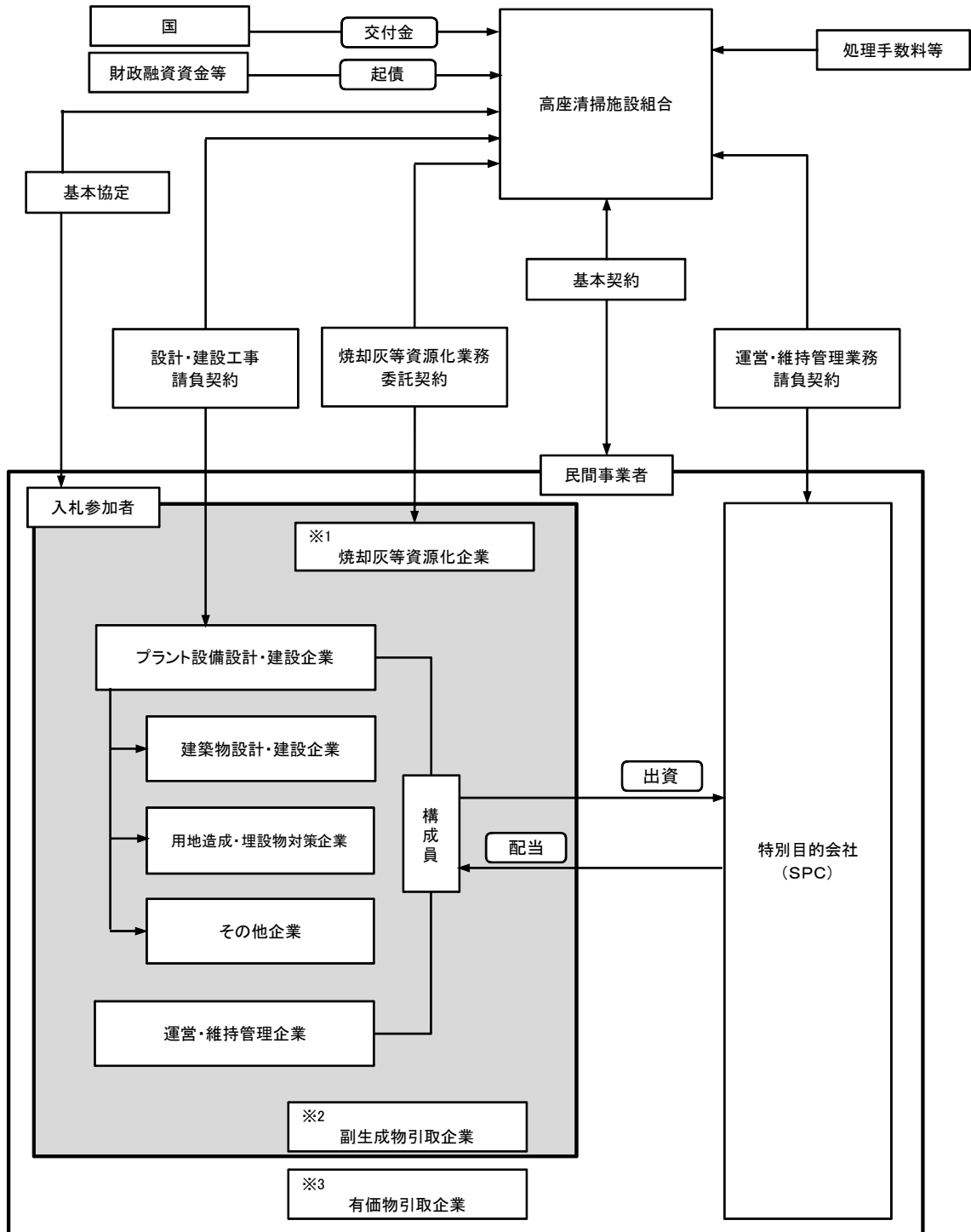
区分	リスクの種類	リスクの内容	責任負担者	
			組合	民間事業者
建設段階	工事費増大	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害	組合の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○	
		上記以外の工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能	要求水準の未達（建設不良を含む）		○	
用地に関するもの	調査等により判明した計画用地内の有害物や土壌汚染、水質汚染等に関するもの	○		
	埋設物及び埋蔵文化財包蔵地に関するもの	○	△	
運営段階	受入廃棄物の質の変動	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	△
	性能	要求水準の未達		○
	施設かし	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	維持管理運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	組合の帰責事由に基づく維持管理運営コスト増大や運転停止によるごみ処理量未達に関するもの	○	
		民間事業者の帰責事由に基づく維持管理運営コスト増大や運転停止によるごみ処理量未達に関するもの		○
	施設破損	組合の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスクを含む。）	○	
		民間事業者の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスクを含む。）		○
	技術革新	組合の意向による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	○	
		民間事業者の意向による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	△	○
	売電収入変動	事業期間中における売電収入の変動に関するもの	△	○
	ユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止	組合の帰責事由に基づくユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止	○	
		民間事業者の帰責事由に基づくユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止		○
	処理手数料の未徴収	処理手数料の未徴収によるもの（当日払い、後納等）	○	
事業終了時の施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	組合の帰責事由に基づく事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	○		
	民間事業者の帰責事由に基づく事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク		○	

○主分担、△従分担



- ※ 1 : 焼却灰等の運搬業務は、資源化企業またはSPCによるものとする。
- ※ 2 : 副生成物の引取企業は、流動床式ガス化溶融方式、シャフト式ガス化溶融方式に限る。
- ※ 3 : 本施設で回収した有価物と構成から搬入される乾電池、蛍光灯及び電球も含む。ただし、入札参加者に含まない。

事業スキーム・建設工事契約を共同企業体 (JV) とする場合 (案)

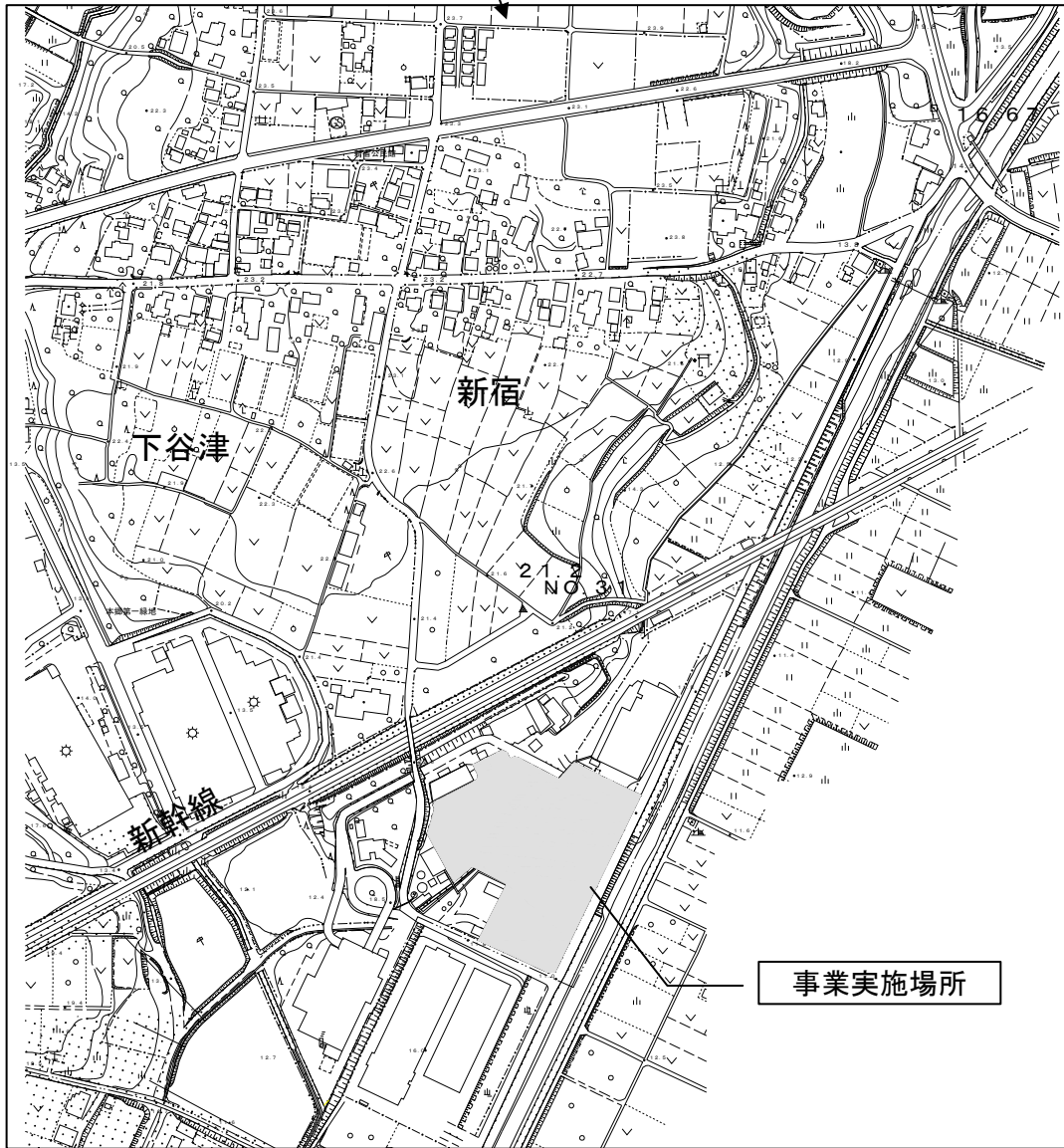


- ※ 1 : 焼却灰等の運搬業務は、資源化企業またはSPCによるものとする。
- ※ 2 : 副生成物の引取企業は、流動床式ガス化溶融方式、シャフト式ガス化溶融方式に限る。
- ※ 3 : 本施設で回収した有価物と構成から搬入される乾電池、蛍光灯及び電球も含む。ただし、入札参加者に含まない。

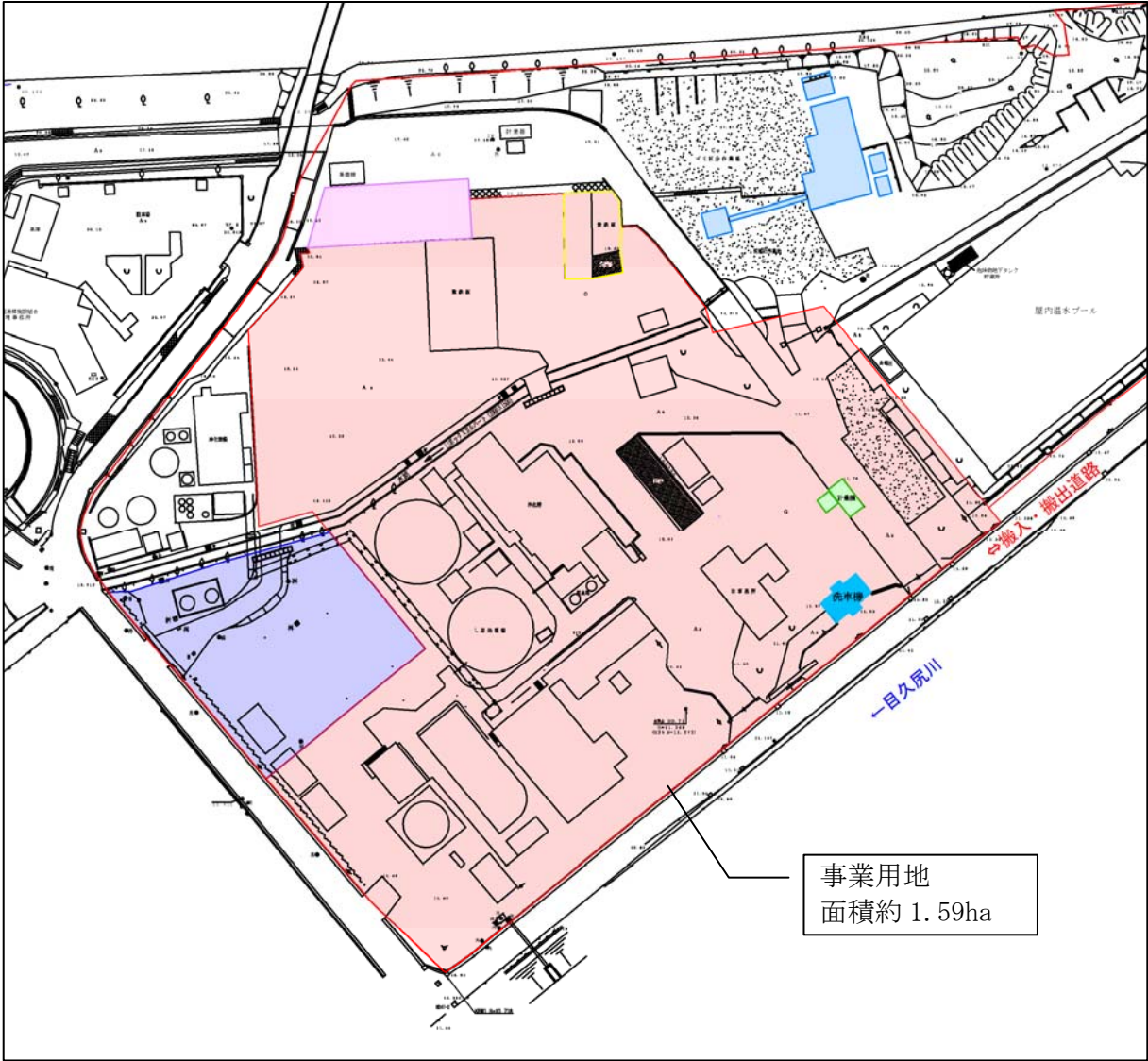
事業スキーム・建設工事をプラント設備設計・建設する企業と契約する場合（案）



出典：国土地理院



事業実施場所



事業用地